2021年7月3日

髙島屋健康保険組合

**届出等の押印の廃止について**

　「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の公布等について」が令和２年１２月２５日に公布され、申請書類等の届出の押印が、一部様式を除き原則不要となりました。

　それを受け、当健保組合への各種届出・申請について、一部を除き押印を不要としますので、以下を

　ご確認、ご対応ください。（※内容確認が必要な場合は、ご連絡する場合がございます。）

なお、申請書類の一覧は、別途エクセル資料をご覧ください。

　押印が不要となる対象者（原則）

　　　〇被保険者　　〇被扶養者　　〇事業主　　〇社会保険労務士　　〇医師及び助産師

　　　〇受け取り代理人

　引き続き押印が必要な届出等

1. 第三者行為による傷病届関連
	1. 念書（本人記載欄）　②人身事故証明書入手理由書（当事者、目撃者、その他の場合含む）
2. 誓約書（加害者、連帯保証人）
3. 限度額適用・標準負担額減額認定申請書（市町村長記載欄）
4. 出産育児一時金申請書（市町村長記載欄）
5. 金融機関の届出印が必要な書類（例：任意継続の方の保険料自動払込利用申請書）

　訂正印の取り扱いについて

　　　原則は不要です。訂正箇所を2重線で抹消し、正しい内容に訂正してください。

　　　 ※本人記載欄、事業主記載欄、医師記載欄等の各記載欄の訂正は、それぞれの記入者以外は

訂正できません。また、訂正者の氏名（サイン）もしくは押印が必要となります。

　届出等の書式について

　　　新書式の届出等は、今後修正したものを当健保ＨＰの「申請書ダウンロード」欄に順次掲載を予定

していますが、当面の間、現在使用している申請書等を継続して使用しますので、「印」の記載があっ

ても、押印無しでご提出ください。（押印があっても差し支えありません。）

　開始日

　　　本日以降の健保到着分から適用とします。

以　　上

|  |
| --- |
| □問合せ先髙島屋健康保険組合　　　　　ダイヤルイン06-6631-1383 |